

令和元年度 桜島火山爆発総合防災訓練

テーマ

陸上、海上及び空からの大量降灰対策
～防災拠点としての「道の駅」の有効性～

開催日時 令和2年1月11日(土) 8:00～12:00

訓練会場 「道の駅」たるみずはまびら



鹿児島県・垂水市

余白

目 次

I	実施要綱	4
II	令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練：噴火シナリオ	7
III	訓練時間及び訓練種目	10
IV	訓練実施細目	12
V	訓練細部実施要領	18
VI	管理事項等	補足説明資料

I 実施要綱

1 目的

- (1) 桜島の爆発的噴火及び噴火に伴う地震や津波等による災害発生に際して、災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づいて、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら各種の災害応急対策が迅速かつ適切に行われるように防災体制の実効性についての検証及び確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図る。
- (2) 大量降灰により道路が埋没し市域が孤立した場合のインフラ等の復旧に際して陸上、海上及び空からの支援の可能性及び有効性を確認して、現在作成中の大量降灰対策ガイドライン(仮称)の実効性を検証する。
- (3) 災害時に「道の駅」が防災拠点として果たす役割が増している近年の情勢から、垂水市に新たに開設された「道の駅」たるみずはまびらの防災拠点としての有効性を検証して、垂水市地域防災計画に反映させる。

2 訓練実施日時

令和2年1月11日(土) 8:00~12:00

(气象台からの警報発表や異常現象等が発生し、その対策を要する場合は、本訓練を中止することがある。)

3 訓練実施場所

訓練会場：「道の駅」たるみずはまびら(以下、「訓練会場」と呼称する。)、垂水港



4 訓練等の組織

(1) 訓練組織

- ア 垂水市災害対策本部長 : 垂水市長
- イ 本部長付 : 訓練参加機関の長及び団体の長
- ウ 訓練責任者 : 総務課長
- エ 訓練責任者補佐 : 安心安全係長、危機管理監

(2) 安全管理組織

- ア 統括訓練指揮者 : 垂水市長
- イ 統括安全主任者 : 総務課長
- ウ 訓練指揮者 : 消防署長
- エ 訓練安全主任者 : 消防本部警防課長

5 訓練参加機関等及び関係団体（順不同）

- (1) 国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所
- (2) 鹿児島県危機管理防災局危機管理課
- (3) 垂水市
- (4) 垂水市消防本部
- (5) 垂水市消防団
- (6) 垂水市立医療センター垂水中央病院
- (7) 第十管区海上保安本部
- (8) 鹿児島県立鹿屋医療センター
- (9) 鹿屋市立鹿屋看護学校
- (10) 防衛省自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所
- (11) 陸上自衛隊西部方面総監部(西部方面隊)
- (12) 陸上自衛隊第12普通科連隊
- (13) 海上自衛隊佐世保地方総監部
- (14) 海上自衛隊第1航空群
- (15) 海上自衛隊掃海隊群第1輸送隊輸送艦しもきた
- (16) 海上自衛隊掃海隊群第1輸送隊第1エアクッション艇隊
- (17) 航空自衛隊西部航空方面隊第5航空団
- (18) 鹿児島県鹿屋警察署
- (19) 鹿児島県鹿屋警察署垂水幹部派出所
- (20) 垂水市自主防災組織連合会
- (21) 垂水市関係地区振興会
- (22) 垂水市アマチュア無線自主防災会
- (23) 鹿児島県隊友会垂水支部
- (24) 垂水市漁業協同組合
- (25) 牛根漁業協同組合
- (26) 「道の駅」たるみず
- (27) 「道の駅」たるみずはまびら

- (28) 株式会社協和交通
- (29) 株式会社藤川
- (30) 西日本電信電話株式会社 鹿児島支店
- (31) 九州電力株式会社(ビジネスソリューション統括本部地域共生本部)
- (32) FMたるみず
- (33) 松ヶ崎小学校

II 令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練：噴火シナリオ

1 全般想定

(1) 令和元年 11 月 11 日(月)

桜島では、今夏以降、島内における火山性地震及び地殻変動も増加傾向にあることから、気象庁及び京都大学防災研究所火山活動研究センターは関係防災機関に対して注意を呼びかけた。(噴火警戒レベル 3 (入山規制、警戒範囲 2km))

(2) 令和元年 12 月 16 日(月)

桜島の住民からは温泉水の温度上昇、井戸水の濁り、地熱の上昇等について通報があった。また、桜島の北東部及び南西部での火山性地震及び地殻変動は増加傾向を示し、鹿児島地方気象台から火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された。

(3) 令和 2 年 1 月 7 日(火)

7 日 14 時頃から、火山性地震が多発し、桜島島内を震源とする体を感じる程度の地震も数回発生した。傾斜計及び伸縮計においては山体膨張を示す急激な地殻変動が観測された。

これらの状況から、鹿児島地方気象台は、7 日 15 時に噴火警報(居住地域)を発表し、噴火警戒レベルを 4 (避難準備)に引き上げるとともに、警戒範囲を昭和火口及び南岳山頂火口から 3 km とした。

(4) 令和 2 年 1 月 9 日(木)

7 日からの火山性地震および地殻変動は一時小康状態となっていたが、本日 04 時頃から桜島島内の傾斜計で、1 時間に 40 マイクロラジアン以上の顕著な地殻変動を観測した。また、火山性地震も本日 04 時頃から再び急増し、9 日 16 時までの 12 時間で、桜島付近を震源とするマグニチュード 2 以上の地震が 10 回観測された。また、一部山腹からの噴気も見られた。

これらの状況から、鹿児島地方気象台は、9 日 16 時に山腹噴火の可能性が高まったとして、噴火警報(居住地域)を発表し、噴火警戒レベル 4 (避難準備)を更新して警戒範囲を全島対象とした。

(5) 令和 2 年 1 月 10 日(金)

桜島島内に設置している傾斜計及び伸縮計では、山体膨張を示す地殻変動は解消されず加速しており、また、火山性地震は更に増加する中、10 日午前 4 時には桜島付近を震源とするマグニチュード 5.0 の地震が発生した。また、一部山腹からの噴気の増加も見られた。

これらの状況から、鹿児島地方気象台は、10 日午前 8 時に噴火警報(居住地域)を発表し、噴火警戒レベルを 5 (避難)に引き上げるとともに、警戒範囲を全島対象とした。

(6) 令和 2 年 1 月 10 日(金)

10 日午前 10 時、桜島山腹の東側と西側から噴火が発生し、噴煙の高さは 2,000m まで達した。さらに、その後も噴火の規模は大きくなり、10 日 11 時頃には噴煙が 5,000m 以上に達した。おりからの西風(にしかぜ)により降灰は大隅方向に集中している。

(7) 令和 2 年 1 月 10 日(金)

継続して規模の大きな火山性地震が観測されるなか、18 時、桜島の南西側を震源とするマグニチュード 6.1 の地震が発生し、鹿児島市で最大震度 6 弱を観測した。

(8) 令和 2 年 1 月 11 日(土)

桜島では、11 日以降、次第に噴火の規模が小さくなり、発生間隔も長くなっているものの、引き続き火山活動は活発な状況が継続。また、桜島の西側山腹の噴火口では、11 日午後から

溶岩がゆっくりと流出した。この時点における降灰は、島内及び垂水市牛根・海潟地区で約 1 m、その他の垂水市において 10～30 cm、霧島市、始良市、鹿屋市及び鹿児島市の一部で 1 cm 程度を記録している。

(9) 令和 2 年 1 月 12 日(日)

桜島では、更に噴火の規模が小さくなり、発生間隔も長くなっているものの、引き続き火山活動は活発な状況が継続。火山性地震は減少傾向であるが、体を感じる規模の大きな火山性地震も時々発生。広域に配置された G N S S 等によれば山体膨張を示す顕著な地殻変動はみられなくなり、一部では山体が収縮・沈降する変化も確認もされた。

2 細部想定(垂水市)

(1) 訓練開始時の日時は、上記全般想定から令和 2 年 1 月 11 日(金)午前中とする。

(2) 垂水市の海潟地区及び牛根麓地区住民は、垂水市の避難計画に従って噴火前に指定された各避難所に約 1,500 人が避難中である。

(3) 桜島島民も鹿児島市の避難計画に従って避難を完了している。避難した島民の約 800 人が垂水市中央運動公園体育館に一時避難している。

(4) 降灰の想定については、上記全般想定(8)による他、以下のとおりとする。

降り続いた火山灰は垂水市内を埋め尽くし、桜島口では約 1.5m、松ヶ崎公民館では約 50 cm、境地区では約 30 cm、垂水市役所周辺で約 12 cm、新城地区では約 10 cm の降灰を記録している。

(5) 火山灰及び軽石は錦江湾にも降り積もり、灰は海中に軽石は海上に浮かんでおり、垂水新港では約 60 cm の厚さで海面を埋め尽くして、垂水フェリーを含む漁船等の船舶の運航が不可能な状況である。

(6) 国道を含む全ての道路が降灰で埋まっているため、自動車の通行ができなくなっている。

また、降灰・噴石等の影響で自家用車数台による事故が発生している。

さらに、民家数棟が灰の重みで倒壊しており、家人との連絡がとれない状況である。

(7) 水道については、市内の水源地は降灰のため全て埋まり、現在市内全域で水道が使用不能の状態であり、復旧の目途は立っていない。

生活用水については、市内に約 400 箇所設けてある防災の井戸を利用して、辛うじて間に合っている状況である。

(8) 電気は、降灰の影響で送電線のトランスが故障し、市内ほぼ全域で停電が続いている。

(9) 携帯電話は、市内全域で繋がりにくい状況である。

(10) 鹿児島地方気象台及び京都大学火山観測研究所からの情報に基づき、桜島の火山活動は終息に向かっていると判断した垂水市災害対策本部は、災害復旧に向けて大量降灰対策を開始することを決定した。

(11) 垂水市災害対策本部は、大量降灰対策を開始するにあたり、鹿児島県を通じて自衛隊に災害派遣を要請した。

(12) 災害派遣の要請を受けた自衛隊は、陸上自衛隊第 12 普通科連隊第 1 中隊と航空機 1 機、海上自衛隊は輸送艦おおすみ型 1 隻、エアクッション艇 2 隻、航空機 2 機、航空自衛隊は航空機 1 機をそれぞれ派遣することを決定した。

3 訓練規約・制約事項等

(1) 道路啓開のための重機(ローダー、ダンプ、路面清掃車)について

大規模災害時における応急対策に関する協定(県と建設業協会)に基づく道路啓開のための重機の出動(霧島及び鹿屋方面)については、手続きの確認及び訓練会場での重機の展示を行うことで、実際の移動は行わない。

(2) 自衛隊の災害派遣(輸送艦、ヘリコプター、重機等)について

海自おおすみ型輸送艦で道路啓開のための重機及び資材等を運び、エアクッション艇(LCAC)で「道の駅」たるみずはまびらの海岸に陸揚げする計画については、海岸線及び訓練会場の状況等を考慮して、垂水港浮棧橋への横付けをもって重機の陸揚げを完了したものとする。

(3) 孤立住民避難訓練

ア 陸自第12普通科連隊の高機動車4台を使用した孤立住民避難訓練は、牛根麓地区を主体とした地域住民30人に孤立住民役を依頼する。

イ エアクッション艇(LCAC)を使用した孤立住民避難訓練は、市内在住の住民を主体として公募する。200名を上限として公募した想定孤立住民は、垂水港に集合し浮き棧橋で待機中のエアクッション艇(LCAC)に乗船後、離岸し所要の行動を実施した後に再度接岸して訓練を修了する。

(4) インフラの復旧を模擬する訓練は行わず、関係機関及び団体等の災害派遣等に関するパネル展示を実施する。

(5) 倒壊家屋及び降灰で走行不能になった車両からの救出救護訓練について

ア 海岸の砂を想定火山灰として、灰に埋もれた倒壊家屋及び車両を模擬して救出救護訓練を行う。

イ 垂水市消防本部及び消防団並びに自衛隊(陸、海)による救出・救護及び負傷者の搬送を実施する。

ウ 鹿児島県立鹿屋医療センターDMAT及び垂水市立医療センター垂水中央病院によるトリアージ及び応急処置を実施する。

(6) 海自ヘリコプターによるホイスト

海面に浮遊する軽石等で航行不能となった漁船から船員を救助する訓練については、訓練会場の沖にあるテトラポットを想定漁船として、人員を吊り上げる。

(7) 海面に浮遊する軽石の除去訓練

海面清掃船等による軽石等の除去は実施しない。

Ⅲ 訓練時間及び訓練種目

	訓練時間	訓練種目	実施機関（順不動）	場所等
1	訓練日までに完了	緊急時連絡網の確認	垂水市役所各課等	各課室局長所定
2	8:00～11:30	情報伝達訓練	訓練参加各機関・団体等	垂水市役所
3	8:00～ 9:00	放送訓練(訓練情報)	F Mたるみず	F M垂水放送局
4	8:00～11:30	炊き出し訓練(想定実施)	陸自第12普通科連隊 〇〇地区自主防災組織	訓練会場 炊事車両展示
5	8:00～ 8:30	警戒監視訓練	垂水市消防本部 垂水市消防団	垂水漁協
6	8:00～ 8:20	避難広報訓練 (8:00～8:10 避難勧告) (8:10～8:20 避難指示)	垂水市消防本部 垂水市消防団 鹿屋警察署	牛根麓、協和地区
7	8:00～12:00	自衛隊、警察及び消防車両展示	陸自第12普通科連隊 鹿屋警察署 垂水市消防本部	訓練会場
8		降灰除去車両展示	大隅河川国道事務所 垂水市	
9		防災用品等の展示	垂水市	
10		災害用伝言ダイヤルの紹介	NTT 西日本 鹿児島支店	
11		災害派遣に関する展示	第十管区海上保安本部	
12		災害派遣に関する展示	鹿屋地域事務所 陸自第12普通科連隊	
13		災害用テント展示	海上自衛隊第1航空群	
14		画像伝送、無線通信訓練		
15	8:00～12:00	アマチュア無線を活用した非常通信訓練	垂水市アマチュア無線自主防災会	
16	8:00～ 9:00	避難誘導訓練(各機関、団体)	垂水市消防本部 垂水市消防団 鹿屋警察署	牛根麓・協和地区
17		避難訓練(地域住民)	垂水市自主防災組織連合会 関係地区振興会	
18	8:00～ 9:35 11:35～13:20	避難者搬送訓練	垂水市 株式会社協和交通 株式会社藤川	旧垂水フェリー 駐車場～訓練会場
19	8:00～ 8:30	陸上自衛隊による残留者 捜索・救助及び孤立住民避難 ・搬送訓練	牛根地区自主防災組織 陸自第12普通科連隊	道の駅たるみず ～訓練会場

	訓練時間	訓練種目	実施機関（順不動）	場所等
20	8:30～9:00 (10:50～11:20)	避難促進施設からの要配慮者避難訓練	松ヶ崎小学校 垂水市	松ヶ崎小学校～ 訓練会場
21	9:15～ 9:20	現地対策本部開設 開始式（本部長あいさつ）	訓練参加各機関・団体等	訓練会場
	9:20～ 9:30	海岸線に移動		
22	9:30～ 9:40	海自対潜哨戒機(P-3C)による被害状況調査及び画像伝送	海自第1航空群	訓練会場
23	9:45～ 9:50	陸自ヘリコプター(CH-47)による災害用電源車空輸	陸自 海自輸送艦くにさき 九州電力本社	訓練会場
24	10:00～10:15	エアクッション艇(LCAC)による機動展示	海自輸送艦くにさき エアクッション艇5号、6号	訓練会場
25	10:23～10:25	空自偵察機(T-4)による航空偵察	航自西部航空方面隊第5航空団	市街地上空
26	10:30～11:00	エアクッション艇(LCAC)による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練	海自輸送艦くにさき エアクッション艇5号(6号)	垂水港(とんとこ館前)
27	10:30～11:00	合同救出・救護訓練	垂水市消防本部 海自第1航空群 鹿児島県立鹿屋医療センター 鹿屋市立鹿屋看護学校 垂水市立医療センター垂水中央病院	降灰事故車両 訓練会場
			垂水市消防本部 陸自第12普通科連隊 鹿屋警察署 鹿児島県立鹿屋医療センター 鹿屋市立鹿屋看護学校 垂水市立医療センター垂水中央病院	降灰倒壊家屋 訓練会場
28	11:05～11:20	海自救難ヘリコプター(UH-60J)によるホイスト救助訓練	海自第1航空群 第22航空群鹿屋航空分遣隊	訓練会場
29	11:30～11:35	修了式(本部長講評)	訓練参加各機関・団体等	訓練会場

IV 訓練実施細目

	時間	訓練種目等	想定又は状況
1	訓練日 までに 完了	緊急時連絡網の確認	災害等発生時を想定して職員間の緊急連絡網の確認を行う。
2	8:00 ～ 11:30	情報伝達訓練	鹿児島県計画の「情報伝達訓練細部要領」によるほか、防災訓練全般について関係機関相互に行う情報伝達、業務調整を当該訓練と位置付けて実施する。
3	8:00 ～ 9:00	放送訓練(訓練情報)	FMたるみずは、災害時の放送に関する協定に基づき、災害の規模に関する情報、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する情報等を地域住民に伝達することとした。
4	8:00 ～ 11:30	炊き出し訓練(想定実施)	垂水市自主防災連合会は、想定開設された災害ボランティアセンターと協力して、避難所における避難者支援活動の一つとして炊き出しを行うこととした。
5	8:00 ～ 8:30	警戒監視訓練	鹿児島地方気象台は、10日8時に噴火警報(居住地域)を発表し噴火警戒レベル5(避難)を発表し、噴火警戒レベルを4から5に引き上げるとともに、警戒範囲を全島対象とした。 これを受けて垂水市は、災害警戒本部を廃止し災害対策本部を設置し桜島爆発災害対策連絡会議の協議結果を踏まえて消防本部、消防団、自主防災組織連合会による警戒隊を編成、牛根麓地区及び協和地区に配置し警戒監視に当たることとした。
6	8:00 ～ 8:20	避難広報訓練 (8:00～8:10 避難勧告) (8:10～8:20 避難指示)	1 垂水市災害対策本部は鹿児島地方気象台10日8時発表の噴火警報(居住地域)、噴火警戒レベル5(避難)を受けて、昭和火口から約8kmの範囲に所在する牛根麓地区及び協和地区の住民に対し避難勧告を発令するとともに、直ちに避難所を開設(想定)した。 2 垂水市災害対策本部は、8時10分、桜島爆発災害対策連絡会議からの大規模噴火の時期の切迫、避難指示への移行の助言を受けて、避難対象地区住民に避難指示(緊急)を発令した。 3 垂水市災害対策本部は、避難勧告、その後の避難指示(緊急)に関する広報の実施について、近隣の消防分団、自主防災組織、鹿屋警察署に支援を要請した。
7	8:00 ～ 12:00	自衛隊、警察及び消防車両展示	陸自第12普通科連隊、鹿屋警察署、垂水市消防本部の装備車両を展示、公開する。(残留者捜索・救助展示及び負傷者搬送訓練の間は除く。)
8	8:00 ～ 12:00	降灰除去車両展示	国土交通省大隅河川国道事務所及び垂水市役所所有の降灰除去に使用する車両(道路清掃車及びロードローラー)を展示、公開する。
9	8:00 ～ 12:00	防災用品等の展示	防災用品、備蓄食料、災害用テント等の展示及び説明により、訓練参加者や地域住民等の防災意識の啓発を図る。
10	8:00 ～ 12:00	災害用伝言ダイヤルの紹介	NTT西日本が提供する災害用伝言ダイヤル「171」の使用方法を紹介し、訓練参加者や地域住民等の防災意識の啓発を図る。

行動概要	実施機関及び協力機関	使用資機材等
実施の細部は、垂水市役所各課室長の所定とする。	垂水市役所	携帯電話等
鹿児島県計画の「情報伝達訓練細部要領」に基づき訓練を実施する。また防災訓練全般について関係機関相互に積極的に情報交換を行う。	垂水市 垂水市消防本部 その他関係機関・団体	防災情報ネットワーク、トランシーバー等
FMたるみずは、訓練情報を適宜、放送して、市民の防災意識啓発に関して垂水市を支援する。	FMたるみず	FM たるみず放送局
炊き出し訓練は想定とし、陸上自衛隊の炊事車(野外炊具1号)を展示する。	垂水市 陸自第12普通科連隊	野外炊具1号
消防本部及び消防団(第2、第7分団)は、相互に協議して牛根麓地区及び協和地区(小浜、脇登)の適宜の場所に警戒員を配置し、桜島の大規模噴火に備え警戒監視に当たる。	垂水市消防本部 垂水市消防団	消防車両2台
1 消防本部及び消防団(第2、第7分団)は、消防長所定により、消防車両による避難勧告、避難指示(緊急)の広報を行なう。 2 鹿屋警察署は、署長所定による避難勧告、避難指示(緊急)の広報を行う。 3 広報文については、それぞれ実施機関所定とする。	垂水市消防本部 垂水市消防団 鹿屋警察署	消防車両2台 警察パトカー1台
陸自、警察及び消防本部は担当者所定で展示及び一般公開を実施する。垂水市総務課は、現地で展示、公開に必要な調整を行う。	陸自第12普通科連隊 垂水市消防本部 鹿屋警察署	陸自車両 消防車両 警察車両
国土交通省大隅河川国道事務所及び垂水市役所土木課は、現地で展示、公開に必要な調整を行う。	国土交通省大隅河川国道事務所 垂水市土木課	道路清掃車 ロードローラー
垂水市担当で展示、説明を実施する。垂水市担当課は、現地での展示に必要な調整を行う。	垂水市総務課	テーブル、椅子
NTT 西日本より展示、説明を実施するとともに、現地での展示に必要な調整を行う。	NTT 西日本 鹿児島支店	テーブル、椅子

	時間	訓練種目等	想定又は状況
11	8:00 ～ 12:00	災害派遣に関する展示	第十管区海上保安本部の災害派遣に関する展示及び説明により、訓練参加者や地域住民等の防災意識の啓発を図る。
12	8:00 ～ 12:00	災害派遣に関する展示	自衛隊の災害派遣に関する展示及び説明により、訓練参加者や地域住民等の防災意識の啓発を図る。
13	8:00 ～ 12:00	災害用テント展示	海自が保有する DRASH テントの展示及び説明により、訓練参加者や地域住民等の防災意識の啓発を図る。
14	8:00 ～ 12:00	画像伝送、無線通信訓練	市災害対策本部は速やかな被害状況の把握と住民への情報提供を行うため、被害状況調査を自衛隊に依頼した。
15	8:00 ～ 12:00	アマチュア無線を活用した非常通信訓練	垂水市災害対策本部は、より速やかな被害状況の把握と住民への情報提供を行うため、消防組織の非常通信網の構築に加えて、垂水市アマチュア無線自主防災会に対し、アマチュア無線を活用した被害情報収集及び住民への各種情報提供に係る支援を要請した。
16	8:00 ～ 9:00	避難誘導訓練(各機関、団体)	垂水市災害対策本部は、消防本部及び消防団に対し住民誘導に当たるよう指示するとともに、垂水幹部派出所(鹿屋警察署)に支援を要請した。
17	8:00 ～ 9:00	避難訓練(地域住民)	地域住民は、垂水市災害対策本部の避難勧告及び避難指示(緊急)に基づき避難を開始した。
18	8:00～ 9:35 11:35～ 13:20	避難者搬送訓練(旧垂水フェリー駐車場～訓練会場)	垂水市災害対策本部は、災害協定を締結しているバス会社に対し、避難のための移動手段を有しない住民を避難所に搬送するためのバスの運行を要請した。
19	8:00 ～ 8:30	陸上自衛隊による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練	現地災害対策本部は、牛根地区に逃げ遅れ孤立している住民が居るとの住民情報に基づき、陸上災害派遣部隊指揮官に当該区域の残留者の捜索・救助を要請した。併せて、垂水市消防本部に負傷者の搬送に備えて待機を命じた。
20	8:30～ 9:00 10:50～ 11:20	避難促進施設からの要配慮者避難訓練	避難促進施設管理者は、避難勧告、避難指示(緊急)の広報を受けて避難行動要支援者及び職員等の避難を開始した。
21	9:15 ～ 9:20	現地対策本部開設 開始式(本部長あいさつ)	1 被害状況の確認及び応急対策のために市災害対策本部長は現地で陣頭指揮にあたることとし「道の駅」たるみずはまびらに現地対策本部を開設した。 2 桜島総合防災訓練に際し市長のあいさつ
	9:20 ～ 9:30	移動	訓練の見学のため海岸線まで移動する。
22	9:30 ～ 9:40	海自対潜哨戒機(P-3C)による被害状況調査及び画像伝送	市災害対策本部は速やかな被害状況の把握と住民への情報提供を行うため、被害状況調査を自衛隊に依頼した。

行動概要	実施機関及び協力機関	使用資機材等
第十管区海上保安本部担当で展示、説明を実施するとともに、現地での展示に必要な調整を行う。	第十管区海上保安本部	
自衛隊担当で展示、説明を実施するとともに、現地での展示に必要な調整を行う。	自衛隊鹿屋地域事務所 陸自第12普通科連隊	テーブル、椅子
海自担当で展示、説明を実施するとともに、現地での展示に必要な調整を行う。	海自第1航空群	DRASH テント×2
海自1空群対潜哨戒機による市域の写真撮影を行い訓練会場に画像伝送を実施する。	海自第1航空群	現地災対本部
垂水市アマチュア無線自主防災会は、適宜、会長所定で情報収集及び情報提供に係る送受信を行う。	垂水市アマチュア無線自主防災会	アマチュア無線自主防車両
今回の訓練では、自家用車等による住民避難を想定しているため避難誘導訓練は想定実施とし、実際には行わない。	垂水市消防本部 垂水市消防団 鹿屋警察署	
地域住民は、自家用車等により旧垂水フェリー一駐車場まで避難する。なお、旧垂水フェリー一駐車場から訓練会場までは大型バスで送迎する。	垂水市 株式会社協和交通 株式会社藤川	
垂水市担当課は、大型バス4台を運行して旧垂水フェリー一駐車場から訓練会場まで避難者(参加者)の搬送に当たる。	垂水市 株式会社協和交通 株式会社藤川	大型バス×4台
陸自災害派遣部隊は「道の駅」たるみず内駐車場で想定残留者を高機動車に乗せて、訓練会場まで搬送する。	陸自第12普通科連隊 牛根地区自主防災組織×30名 垂水市職員1名(人数確認及び補助)	高機動車4台
垂水市担当課は、市有マイクロバスを準備し小学校から児童、教職員等を乗車させ8:30に出発する。帰りは10:50に訓練会場を出発する。	松ヶ崎小学校 垂水市	マイクロバス×1
現地訓練開始前に、参加機関、協力機関、支援団体及び地域住民ごとに整列して訓練開始式を行う。	訓練参加機関及び団体等	
放送係は、以後の訓練が海上及び海岸で行われるため海岸線への移動を促す。	垂水市総務課	放送
海自1空群対潜哨戒機による市域の写真撮影を行い訓練会場に画像伝送を実施する。	海自第1航空群	現地災対本部 P-3C

	時間	訓練種目等	想定又は状況
23	9:45 ～ 9:50	陸自ヘリコプター(CH-47)による災害用電源車空輸	市災害対策本部は、停電地域への電力供給のため九州電力に対し災害用電源車の派遣を要請した。要請を受けた九州電力は、災害用電源車を海自輸送艦に積載し垂水沖まで輸送した後、陸自ヘリで垂水市へ空輸することとした。
24	10:00 ～ 10:15	エアクッション艇(LCAC)による機動展示	市災害対策本部は、市内全域に降り積もった火山灰の除去のため垂水港への重機(ロードローラー、ダンプ、ブル等)の輸送、陸揚げを自衛隊に要請した。要請を受けた自衛隊は、輸送艦くにさきに陸自重機を搭載しエアクッション艇で垂水港に陸揚げすることとした。
25	10:23 ～ 10:25	空自偵察機(T-4)による航空偵察	市災害対策本部は速やかな被害状況の把握と住民への情報提供を行うため、被害状況調査を自衛隊に依頼した。要請を受けた航空自衛隊は、西部航空方面隊第5航空団の航空機1機を垂水市上空に派遣し偵察を実施する。
26	10:30 ～ 11:00	エアクッション艇(LCAC)による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練	市災害対策本部は、牛根地区に逃げ遅れ孤立している住民が居るとの情報に基づき、海自連絡員に当該区域の孤立住民の救助を要請した。要請を受けた自衛隊は輸送艦くにさき搭載のエアクッション艇を向かわせた。
27	10:30 ～ 11:00	合同救出・救護訓練	偵察を実施した航空自衛隊から新たに「降灰による倒壊家屋1棟及び付近の道路で灰に埋まった車両数台を確認した。」との連絡が入った。 連絡を受けた垂水市災害対策本部は、垂水市消防本部に出動を命じるとともに、垂水市立医療センター垂水中央病院の医療チーム並びに県立鹿屋医療センターのDMAT出動を要請した。 また、海自第1航空群、陸自第12普通科連隊及び鹿屋警察署に支援を要請した。
28	11:05 ～ 11:20	海自救難ヘリコプター(UH-60J)によるホイスト救助訓練	市災害対策本部は、浜平沖5 [※] の海上で漂流している漁船がいるとの情報に基づき、海自連絡員に漁船及び漁船員の捜索・救助を要請した。要請を受けた自衛隊は鹿屋航空分遣隊の救難用ヘリを向かわせた。
29	11:30 ～ 11:35	修了式	桜島総合防災訓練の修了に際し市長の講評

行動概要	実施機関及び協力機関	使用資機材等
九州電力担当者は災害用電源車を陸自ヘリで輸送艦くにさきから訓練会場の手前まで空輸した後に目的地に向かわせる。	九州電力地域共生本部 陸上自衛隊 海上自衛隊	輸送艦 陸自CH-47 災害用電源車
輸送艦くにさきから発進したエアクッション艇は、訓練会場沖に到着後、艇長所定で機動展示を行う。	海上自衛隊第1輸送隊 エアクッション艇隊	輸送艦くにさき エアクッション艇5,6号
派遣された第5航空団の航空機は、「道の駅」たるみずはまびらを中心として垂水市街地上空を2～3回程度飛行する。	西部航空方面隊第5航空団	T-4
機動展示を修了したエアクッション艇は、垂水港に向かい、浮棧橋に接岸後、想定孤立住民を救助し一旦出港した後、再入港する。	海上自衛隊第1輸送隊 エアクッション艇隊 垂水市消防本部 垂水市消防団	エアクッション艇5,6号
1 垂水市消防本部は、当該家屋周辺の負傷者8名、車両内残留者2名(ダミー)の合計10名の救出活動に当たる。 また、救急隊は救護所から病院への搬送の一部を実施する。 2 陸自第12普通科連隊の救難隊及び海自第1航空群の陸上救難隊は、現場指揮所での調整により所要の救出活動に当たる。 3 県立鹿屋医療センターDMAT及び垂水中央病院は、応急救護所内の救急隊と協力し応急救護所を開設しトリアージ及び負傷者の応急処置を行う。	垂水市消防本部 垂水市消防団 陸自第12普通科連隊 海自第1航空群 垂水中央病院 県立鹿屋医療センター 垂水中央病院 鹿屋看護学校	・消防指揮車1台 ・消防レスキュー車1台 ・電源照明車1台 ・陸自車両2台 ・海自キャブ1台 ・高規格救急車 ・エアテント1張 ・その他
訓練会场上空に飛来した海自ヘリは、会場沖の海自支援船を想定漁船とし、支援船から人員1名をホイストピックアップする。	海自第1航空群 海自鹿屋航空分遣隊	UH-60J 支援船(YF)
訓練修了後、参加機関及び団体並びに地域住民ごとに整列して訓練修了式を行う。	訓練参加各機関・団体等	開始式に同じ

V 訓練細部実施要領

訓練中は、補足説明資料のとおり、訓練会場等に警戒員を配置して安全には万全を期す。

1 緊急時連絡網の確認

- (1) 実施責任者
垂水市各課長等
- (2) 訓練参加機関等
垂水市、垂水市消防本部
- (3) 訓練場所
各課長等所定
- (4) 訓練内容
 - ア 災害等の緊急時を想定して、職員間の緊急連絡網の確認を実施する。
 - イ 実施の細部については、各課長等の所定とする。
 - ウ 緊急時連絡網の確認は、訓練当日までに完了するものとする。

2 情報伝達訓練(8:00～11:30)

- (1) 実施責任者
垂水市総務課長
- (2) 訓練参加機関等
垂水市、垂水市消防本部、垂水市消防団、その他関係機関・団体
- (3) 訓練場所
各訓練場所
- (4) 訓練内容
 - ア 市役所総務課(想定災害対策本部)及び消防本部に職員を配置して、鹿児島県の「情報伝達訓練細部要領」に基づき対応する。
 - イ 防災訓練の全般を通して行う関係機関相互の情報伝達、業務調整の全てを本訓練と捉えて、積極的かつ効果的な情報伝達に努める。

3 放送訓練(訓練情報)(8:00～9:00)

- (1) 実施責任者
FMたるみず理事長
- (2) 訓練参加機関等
FMたるみず
- (3) 訓練場所
FMたるみず放送局
- (4) 訓練内容
FMたるみずは、訓練情報を適宜放送して、市民の防災意識啓発に関して垂水市を支援する。

4 炊き出し訓練(想定実施)

- (1) 訓練は想定実施したものとし、実際の炊き出しは行わない。
- (2) 陸自第12普通科連隊の野外炊具1号(22改)の車両展示を実施する。

5 警戒監視訓練(8:00～8:30)

- (1) 実施責任者
垂水市消防本部消防長
- (2) 訓練参加機関等

垂水市消防本部、垂水市消防団

(3) 訓練場所(地域)

牛根地区：「道の駅」たるみず(北側駐車場)

協和地区：小浜周辺

(4) 訓練内容

垂水市災害対策本部の決定に基づき、消防本部及び消防団(第2、第7分団)で警戒隊を編成し、「道の駅」たるみず及び小浜周辺の適宜の場所(実施責任者所定)に警戒員を配置して桜島の大規模な爆発的噴火に備え、警戒監視に当たる。

(5) その他

「道の駅」たるみずで警戒監視に当たる消防団員は、訓練種目20：陸上自衛隊による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練において、想定避難民となる地域住民30名が陸自の高機動車4台に乗車する際の補助を市職員と共に実施する。

6 避難広報訓練(8:00~8:20)

(8:00~8:10：避難勧告／8:10~8:20：避難指示(緊急))

(1) 実施責任者

垂水市消防本部消防長

(2) 訓練参加機関等

垂水市消防本部、垂水市消防団、鹿屋警察署、垂水幹部派出所

(3) 訓練場所(地域)

牛根麓地区及び協和地区(小浜、脇登)



(4) 訓練内容

ア 消防本部及び消防団(第2、第7分団)は、実施責任者所定により、消防車両による避難勧告・指示に係る広報を行う。

イ 鹿屋警察署及び垂水幹部派出所は、署長所定による避難広報を行う。

ウ 広報区間は、牛根麓地区の松ヶ崎地区公民館前から協和地区の菅原神社入り口付近までの国道220号線沿いと、細部は実施責任者所定とする。

エ 広報文は各機関所定とするが広報文の最後に、以下を加える。

「訓練会場へは、自家用車での移動をお願いします。また、訓練会場には駐車場がありませんので、旧垂水フェリー駐車場に駐車してください。旧垂水フェリー駐車場から訓練会場の「道の駅」たるみずはまびらまでは、大型バスで皆さんを送迎します。」

(注)：垂水市災害対策本部の処置

防災行政無線による避難勧告の放送及びサイレン吹鳴は、協和地区及び松ヶ崎地区に限定して実施する。(8:00、8:10 計2回)

7 自衛隊、警察及び消防車両展示(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
垂水市総務課長
- (2) 参加機関等
陸上自衛隊第12普通科連隊、鹿屋警察署、垂水市消防本部
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 展示要領
各担当者所定とする。



8 降灰除去車両展示(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
垂水市土木課長
- (2) 参加機関等
国土交通省大隅河川国道事務所、垂水市土木課
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 展示要領
垂水市土木課担当者所定とする。



9 防災用品等の展示(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
垂水市総務課長
- (2) 参加機関等
垂水市総務課
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 展示要領
垂水市総務課担当者所定とする。



10 災害用伝言ダイヤルの紹介(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
NTT 西日本 鹿児島支店担当者
- (2) 参加機関等
西日本電信電話株式会社 鹿児島支店
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 展示要領
NTT 西日本 鹿児島支店担当者所定とする。



11 災害派遣に関する展示(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
第十管区海上保安本部担当者
- (2) 参加機関等
第十管区海上保安本部
- (3) 展示場所

訓練会場駐車場テント内(補足説明資料のとおり。)

- (4) 展示要領
第十管区海上保安本部担当者所定とする。

12 災害派遣に関する展示(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
鹿屋地域事務所長及び陸自第12普通科連隊第1中隊長
- (2) 参加機関等
防衛省自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所、陸上自衛隊第12普通科連隊
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 展示要領
自衛隊担当者所定とする。

13 災害用テント展示(8:00~12:00)

- (1) 実施責任者
海上自衛隊第1航空群司令部運用幕僚
- (2) 参加機関等
海上自衛隊第1航空群
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 展示要領
海自所有の災害用ドラッシュテント2張りを展示(1張りは救出・救護訓練に使用)する。
なお、実施の細部については、第1航空群運用幕僚所定とする。



14 画像伝送、無線通信訓練(8:00~12:00の間で適宜の時間に実施)

- (1) 実施責任者
海上自衛隊第1航空群司令部運用幕僚
- (2) 参加機関等
海上自衛隊第1航空群
- (3) 展示場所
訓練会場駐車場(上記災害用ドラッシュテント内)
- (4) 訓練内容
海上自衛隊第1航空群所属の対潜哨戒機により垂水市域の写真撮影を行い、訓練会場に撮影した画像を伝送する。なお、実施の細部については、第1航空群運用幕僚所定とする。
- (5) 関連訓練種目
24 海自対潜哨戒機(P-3C)による被害状況調査及び画像伝送

15 アマチュア無線を活用した非常通信訓練(9:00~11:20)

- (1) 実施責任者
垂水市アマチュア無線自主防災会会長
- (2) 訓練参加機関等
垂水市アマチュア無線自主防災会
- (3) 訓練場所
訓練会場駐車場(補足説明資料のとおり。)
- (4) 訓練内容

垂水市アマチュア無線自主防災会は、適宜情報収集及び情報提供に係る送受信を行う。

16 避難誘導訓練(8:00～9:00)

今回の訓練では、自家用車等による住民避難を想定しているため、避難誘導訓練は想定実施とし、実際の活動はない。

17 避難訓練(8:00～9:00)

- (1) 実施責任者
垂水市総務課長
- (2) 訓練参加機関等
垂水市自主防災組織連合会、関係地区振興会
- (3) 訓練地域
市域全域を対象とするが、特に牛根麓地区及び協和地区(小浜、脇登)は重点的に実施するものとする。
- (4) 訓練内容
ア 消防及び警察の避難広報を聴知した各地区住民は自家用車で旧垂水フェリー駐車場(想定避難所)に避難する。
イ 旧垂水フェリー駐車場に到着した避難者は、市が用意した大型バスに乗り換えて「道の駅」たるみずはまびらに移動し、訓練会場で実施される各訓練に参加する。
- (5) 訓練概要図(イメージ図)



18 避難者搬送訓練(8:00～9:35、11:35～13:10)

- (1) 実施責任者
垂水市財政課長
- (2) 訓練参加機関等
垂水市、株式会社協和交通、株式会社藤川
- (3) 訓練場所
旧垂水フェリー駐車場～「道の駅」たるみずはまびら間の往復
- (4) 訓練内容
下記運行計画を基準とし、大型バス4台(1台が午前4往復、午後4往復の計8往復)を活用し、朝は旧垂水フェリー駐車場～「道の駅」たるみずはまびら間の搬送、防災訓練終了後は「道の駅」たるみずはまびら～旧垂水フェリー駐車場間の搬送を実施する。
- (5) 運行計画

搬送車両名	運行計画		
大型バス (定員：50名/1台)	旧垂水フェリー 駐車場：発	「道の駅」たるみずはまびら 発/着	旧垂水フェリー 駐車場：着
1回(200名/4台)	8:00	8:10/8:15	8:20
2回(200名/4台)	8:25	8:35/8:40	8:50
3回(200名/4台)	8:55	9:05/9:10	9:20
4回(200名/4台)	9:25	9:35/9:40	9:50

搬送車両名	運行計画		
大型バス (定員：50名/1台)	旧垂水フェリー 駐車場：発	「道の駅」たるみずはまびら 発/着	旧垂水フェリー 駐車場：着
1回(200名/4台)	11:25	11:35/11:40	11:50
2回(200名/4台)	11:55	12:05/12:10	12:20
3回(200名/4台)	12:25	12:35/12:40	12:50
4回(200名/4台)	12:55	13:05/13:10	13:20

19 陸上自衛隊による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練(8:00～8:30)

- (1) 実施責任者
陸上自衛隊第12普通科連隊第1中隊長
- (2) 訓練参加機関等
垂水市牛根地区住民30名、陸上自衛隊第12普通科連隊、垂水市、垂水市消防団
- (3) 訓練場所
「道の駅」たるみず～「道の駅」たるみずはまびら
- (4) 訓練内容
「道の駅」たるみず内の駐車場で待機中の地域住民30名(想定残留者)を高機動車4台に
乗車させて、訓練会場の「道の駅」たるみずはまびらまで搬送する。
地域住民が高機動車に乗る時は、警戒監視訓練に参加している垂水市消防団員及び市職員
が支援する。

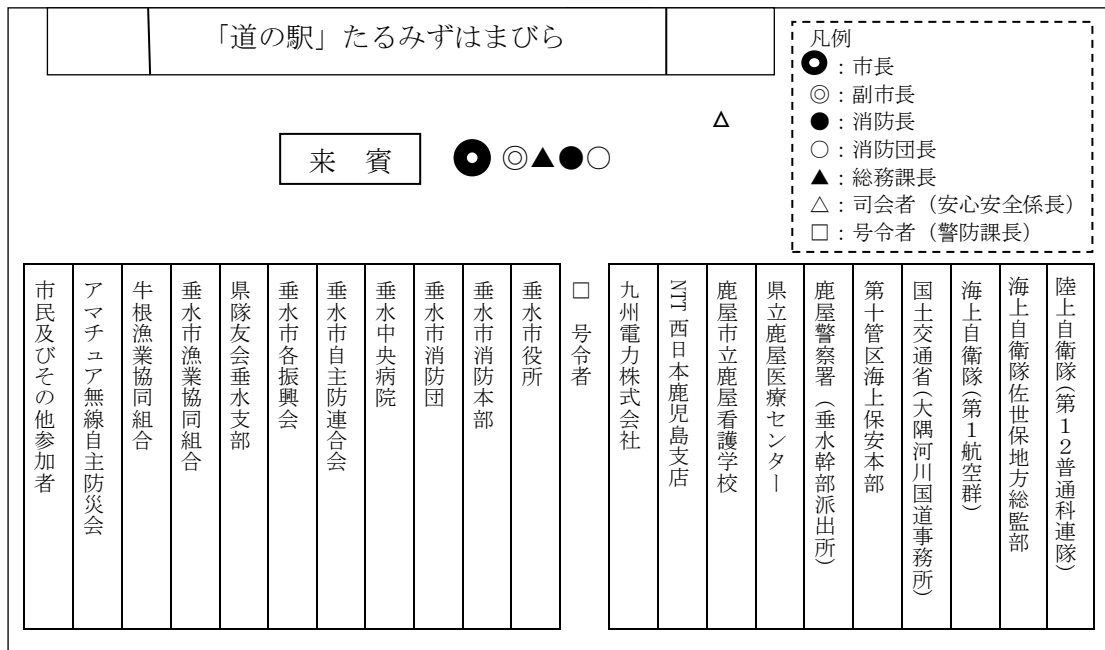


20 避難促進施設からの要配慮者避難訓練(8:30~9:00、10:50~11:20)

- (1) 実施責任者
松ヶ崎小学校校長、垂水市財政課長
- (2) 訓練参加機関等
松ヶ崎小学校、垂水市
- (3) 訓練場所
松ヶ崎小学校～「道の駅」たるみずはまびら
- (4) 訓練内容
11日8:30に松ヶ崎小学校の駐車場で待機中の児童(8名)及び教職員(5名)を市有マイクロバスに乗車させて、訓練会場の「道の駅」たるみずはまびらまで搬送する。
搬送後は、学校引率者所定で訓練を見学する。
10:50に「道の駅」たるみずはまびらまを発車して松ヶ崎小学校まで搬送する。

21 開始式(現地対策本部開設)(9:15~9:20)

- (1) 実施責任者
垂水市総務課長
- (2) 参加機関等
垂水市、垂水市消防本部、垂水市消防団、その他の訓練参加機関・団体等
- (3) 場所及び整列隊形
「道の駅」たるみずはまびら駐車場とし、整列隊形は下図のとおりとする。
なお、雨天時は中止とする。



- (4) 実施要領
 - ア 参加機関等は、実施責任者の指示に従い整列隊形に示したとおりに整列する。
 - イ 号令者は消防本部警防課長、司会者は危機管理監が担当する。
 - ウ 式次第(進行シナリオ)は、別紙第1のとおり。

22 海自対潜哨戒機(P-3C)による被害状況調査及び画像伝送(9:30~9:40)

- (1) 実施責任者
海上自衛隊第1航空群運用幕僚
- (2) 訓練参加機関等
海上自衛隊第1航空群第1航空隊

- (3) 訓練場所
「道の駅」たるみずはまびら及び垂水市域上空

(4) 訓練概要

ア 海上自衛隊第1航空群は第1航空隊所属の対潜哨戒機による市域の写真撮影を行い訓練会場に画像伝送を実施する。

イ 9:30～9:40の間、対潜哨戒機は「道の駅」たるみずはまびら周辺の海岸線付近を飛行して被害状況を調査する。

(5) 関連訓練種目

14 画像伝送、無線通信訓練



23 陸自ヘリコプター(CH-47)による災害用電源車空輸(9:45～9:50)

(1) 実施責任者

九州電力株式会社ビジネスソリューション統括本部地域共生本部

(2) 訓練参加機関等

九州電力株式会社、陸上自衛隊、海上自衛隊

(3) 訓練場所

「道の駅」たるみずはまびら沖海上及び同上空

(4) 訓練概要

輸送艦くにさきに搭載された九州電力所属の災害用電源車を陸自ヘリ(CH-47)で吊り上げて訓練会場の「道の駅」たるみずはまびら手前まで空輸した後、鹿兒島市に向かう。



24 エアクッション艇(LCAC)による機動展示(10:00～10:15)

(1) 実施責任者

エアクッション艇隊隊長

(2) 訓練参加機関等

海上自衛隊第1輸送隊 輸送艦くにさき 第1エアクッション艇隊5号、6号艇

(3) 訓練場所

「道の駅」たるみずはまびら沖海上

(4) 訓練概要

輸送艦くにさきから発進したエアクッション艇は、訓練会場沖に到着後、艇長所定で機動展示を行う。

機動展示終了後は、エアクッション艇(LCAC)による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練のため垂水港(旧垂水フェリー)に向かう。



(5) 関連訓練種目

28 エアクッション艇(LCAC)による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練

25 空自偵察機(T-4)による航空偵察(10:23~10:25)

- (1) 実施責任者
西部航空方面隊第5航空団担当者
- (2) 訓練参加機関等
西部航空方面隊第5航空団
- (3) 訓練場所
「道の駅」たるみずはまびら上空
及び垂水市域上空
- (4) 訓練概要
航空自衛隊新田原所属の航空機は、
「道の駅」たるみずはまびらを中心
として垂水市街地上空を2~3回程度飛行する。



なお、実施の細部については、第5航空団所定とする。

26 エアクッション艇(LCAC)による残留者捜索・救助及び孤立住民避難・搬送訓練 (10:30~11:00)

- (1) 実施責任者
エアクッション艇隊長
- (2) 訓練参加機関等
海上自衛隊第1輸送隊、
輸送艦くにさき、
第1エアクッション艇隊5号(6号艇)、垂水市、垂水市消防本部、消防団
- (3) 訓練場所
垂水港(とんとこ館前)
- (4) 実施要領



ア 機動展示終了後、垂水港(旧垂水フェリー)に到着したエアクッション艇(LCAC)は、浮棧橋に横付けし、垂水市担当者から乗船名簿を受け取った時点で残留者捜索・救助を終了したものとする。

イ 浮棧橋付近で待機する想定孤立住民を避難・搬送させるためエアクッション艇に案内する。乗船に先立ち、浮棧橋でエアクッション艇の性能要目等の説明及び外観見学をエアクッション艇長所定で実施する。(約10~15分程度を目安とする。)

ウ 説明見学が終了したら、孤立住民を避難・搬送させるためエアクッション艇に搭乗させ、垂水港を出港し、艇長所定で再度入港し想定孤立住民の退船をもって訓練を修了する。(乗り降りを含め約15分程度を目安とする。)

- (5) 垂水市担当者の役割について

ア 訓練当日までに乗船名簿を総務課安心安全係から受領し、訓練当日に入港したエアクッション艇乗員に手渡すものとする。

イ エアクッション艇(LCAC)の入港及び出港時は、海水の飛沫が掛かる恐れがあるため、横付けを完了するまでは、海から離れた建物等の影で体験搭乗者を待機させる。

ウ エアクッション艇(LCAC)が横付けするまでの待機中に、受付(名簿の名前と本人の照合及び名簿の人数と実際の人数の確認)を実施する。

エ 駐車場は、旧垂水フェリー駐車場を利用させ、浮棧橋周辺には海水が掛かる恐れがあるため絶対に駐車しないように説明、誘導する。

- (5) 関連訓練種目

26 エアクッション艇(LCAC)による機動展示(10:00~10:15)

27 合同救出・救護訓練(大量降灰埋没車両及び家屋)(10:30～11:00)



- (1) 実施責任者
垂水市消防本部消防長
- (2) 訓練参加機関等
垂水市消防本部、垂水市消防団、陸自第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群、鹿児島県立鹿屋医療センター(5名)、垂水市立医療センター垂水中央病院
- (3) 訓練場所
「道の駅」たるみずはまびら海岸
- (4) 訓練想定及び訓練規約等
 - ア 訓練想定
「Ⅲ 令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練：噴火シナリオ1全般想定及び2細部想定(垂水市)」に基づき実施する。
 - イ 訓練規約等
 - ① 車両及び家屋の状況偵察は完了し、生存者の存在が確認されているものとする。
 - ② 現地には救出・救護部隊の集結が完了しているものとする。
 - ③ 車両、家屋等の担当部隊は以下を原則とする。
家屋担当：陸上自衛隊 車両担当：垂水市消防本部 負傷者搬送：海上自衛隊
 - ④ 訓練会場の制約から警察車両、消防車、救急車等は使用しない。
 - ⑤ 海岸の砂を灰と想定して訓練を実施する。特に車両は降灰で埋もれている状況を再現するために、大量の砂を掛けるものとする。
 - ⑥ 安全上の配慮から車両内の生存者はダミー×2体を使用し、家屋内は無人とする。
 - ⑦ 負傷者役(消防団員)は10名(トリアージ赤2名、トリアージ黄3名、トリアージ緑5名)を指名し、配置は次のとおりとする。
防波堤下に車両内の負傷者2名(トリアージ赤1名、トリアージ黄1名)、倒壊家屋内にトリアージ赤1名、トリアージ黄1名、倒壊家屋の周囲にトリアージ黄1名、トリアージ緑5名を配置する。
 - ⑧ 海上自衛隊のドラッシュテント及び消防本部のテントを救護所として使用し、警防課長の指示の下、訓練開始前までに設置を完了するものとする。
 - ⑨ 訓練の開始、修了は実施責任者から命令する。

(5) 実施要領



- ア 合同救出・救護訓練に参加する人員は、訓練開始前の10時25分には、待機場所(防波堤スベリ付近)に待機を完了する。また、負傷者役の消防団員は、所定の場所に待機を完了する。また、海岸からスベリを経て救護テントまでの搬入経路及び安全確保のため、消防本部警防課長の指示により消防団員はロードコーン、コーンバー(トラバー)及びトラロープ等を使用して動線を設ける。
- イ 訓練開始の通報を得たら、消防車両はサイレンを吹鳴する。このサイレンの吹鳴を合図として、合同救出訓練(大量降灰埋没家屋対応も含む)に参加の各機関は、消防本部の指揮隊を先頭に待機場所から進入経路(進入経路は防波堤のスベリのみ。)に沿って海岸に進入する。
- ウ 訓練開始の通報を得て、合同救護訓練に参加の機関(鹿屋医療センター、垂水中央病院)は、防波堤内側の救護所に集合し準備を行いつつ待機する。
- エ 垂水市消防本部指揮隊は、大量降灰埋没災害家屋と車両を含めた訓練エリア周辺の適当な位置に現場指揮所を設置し、車両及び家屋からの救出活動の指揮を執る。
なお、車両及び倒壊家屋のダミーは、消防本部が訓練開始前に設置する。
- オ 陸上自衛隊第12普通科連隊及び海上自衛隊第1航空群の派遣隊は、現場指揮所での調整に基づき、所要の救出活動に当たる。
- キ 救出チームは、先ず屋外にいるトリアージ黄1名、トリアージ緑5名の負傷者搬送を実施しつつ、車両及び家屋内の生存者救出に当たる。
車両内のダミーについては、救出後に防波堤下まで搬出し、そこで負傷者役の消防団員と入れ替えて防波堤上の救護所まで搬送する。
家屋内の救出については、家屋上部に進入口を確保した後は、家屋内で待機している負傷者2名(トリアージ赤1名、トリアージ黄1名)を適宜搬送する。
負傷者の救出、搬送を終了したら、合同救出チームは現場又は防波堤上に整列待機する。
- ク 鹿屋医療センター及び垂水中央病院の責任者は、現場指揮所で調整を実施し負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。
- ケ 訓練会場の制約から、それぞれの負傷者の車両による搬送は実施しない。トリアージ又は応急処置の完了までとする。
- ケ 最後の負傷者のトリアージ、応急処置を終了した時点で訓練を終了する。
- コ 訓練終了時刻前に指定された活動を終了した機関は、適宜の位置で整列待機し、他の機関の活動を見守るものとする。
- サ その他細部は、実施責任者所定とする。

28 海自救難ヘリコプター(UH-60J)によるホイスト救助訓練(11:05~11:20)

- (1) 実施責任者
海上自衛隊第1航空群司令部運用幕僚
- (2) 訓練参加機関等
海自第1航空群、鹿屋航空分遣隊、
- (3) 訓練場所
「道の駅」たるみずはまびら沖
- (4) 訓練想定



ア 「Ⅲ 令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練：噴火シナリオ1 全般想定及び2 細部想定(垂水市)」に基づき実施する。

イ 桜島の噴火に備え、養殖いかだを避難させるため1月10日早朝から操業中だった漁船のうち一隻が10日10時の噴火による降灰等で海上に大量に降り注いだ軽石等の影響により漁船が動かなくなり、垂水幹部派出所に救助を求めた。連絡を受けた幹部派出所は垂水市災害対策本部等に通報した。垂水市災害対策本部は鹿児島県、海保、自衛隊等と協議し海面状況から船舶による救助は困難と判断し航空機による救助を海上自衛隊に要請した。

要請を受けた海上自衛隊第1航空群は鹿屋航空分遣隊のUH-60Jによる救助を決定したものの、桜島の噴火状況から10日中の救助は困難と判断し、11日の日の出以降で救助に当たることとした。

- (5) 実施要領
 - ア 第1航空群所属の支援船(YF)を航行不能になった漁船と想定する。
 - イ 支援船(YF)は、ホイストの準備を整え訓練開始に間に合うよう行動する。
 - ウ 訓練開始時刻となったら、1空群運用幕僚はUH-60J機長に訓練開始を伝える。
 - ウ UH-60J機長は、機長所定で進入を開始し支援船から想定漁船員1名をホイストで救助、収容する。
 - エ 収容を完了したUH-60Jは、機長所定で訓練会場を離脱する。
- (6) その他
 - ア ヘリコプターのダウンウォッシュには最大限の注意を払いつつ訓練を実施する。
 - イ 北西風が強い時期ではあるが、市民の防災意識の高揚及び自衛隊への理解の向上のため、洋上ホイスト作業は安全を担保しつつ参観者から極力見えやすい方向を配慮して実施するものとする。
 - ウ 訓練実施の可否については、1空群運用幕僚が判断する。

29 現地訓練修了式(11:30～11:35)



- (1) 実施責任者
垂水市総務課長
- (2) 参加機関等
垂水市、垂水市消防本部、垂水市消防団、その他の訓練参加機関・団体等
- (3) 場所及び整列隊形
開始式と同じ。(図は省略)
なお、雨天時は中止とする。
- (4) 実施要領
 - ア 参加機関等は、実施責任者の指示に従い開始式と同じ隊形に整列する。
 - イ 号令者は消防本部警防課長、司会者は危機管理監が担当する。
 - ウ 式次第(進行シナリオ)は、別紙第2のとおり。

開始式次第（進行シナリオ）

担当者	式次第（シナリオ）	行動等
司会者	「ただいまから、令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練の開始式を行います。垂水市災害対策本部長の垂水市長は、正面、中央の位置までご移動をお願いします。」	
市長		正面中央に移動する。
号令者	「垂水市災害対策本部長に、頭中」、「直れ」	移動完了後
市長		答礼する。
司会者	「訓練開始報告、総務課長は、災害対策本部長に報告をお願いします。」	
総務課長	「ただ今から、現地訓練を開始します。」	災害対策本部長の前に移動し礼をして報告する。報告後、再度礼をして元の位置に戻る。
司会者	「災害対策本部長の垂水市長に訓練開始に際して訓示をいただきます。お願い致します。」	
市長		訓示を述べる。
号令者	「垂水市災害対策本部長に、頭中」、「直れ」	訓示終了後
市長		答礼する。
司会者	「市長は、元の位置にお戻りください。」	
市長		元の位置に戻る。
司会者	「以上をもちまして、令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練の開始式を終わります。各担当は配置についてください。」	
号令者	「別れ」	

訓練修了式次第（進行シナリオ）

担当者	式次第（シナリオ）	行動等
司会者	「ただいまから、令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練の修了式を行います。垂水市災害対策本部長の垂水市長は、正面、中央の位置までご移動をお願いします。」	
市長		正面中央に移動する。
号令者	「垂水市災害対策本部長に、頭中」、「直れ」	移動完了後
市長		答礼する。
司会者	「訓練修了報告、総務課長は、災害対策本部長に報告をお願いします。」	
総務課長	「全ての訓練を異常なく修了しました。」	災害対策本部長の前に移動し礼をして報告する。報告後、再度礼をして元の位置に戻る。
司会者	「災害対策本部長の垂水市長に講評をいただきます。市長、お願い致します。」	
市長		講評を述べる。
号令者	「垂水市災害対策本部長に、頭中」、「直れ」	講評終了後
市長		答礼する。
司会者	「市長は、元の位置にお戻りください。」	
市長		元の位置に戻る。
司会者	「以上をもちまして、令和元年度桜島火山爆発総合防災訓練の修了式を終わります。解散してください。」	
号令者	「別れ」	